

# 自動車保管場所使用承諾書の交付申請

## 必要書類

- ☐ 自動車保管場所使用承諾兼証明書交付申請書
- ☐ 誓約書
- ☐ 配置図
- ☐ 申請車両の車検証の写し及び注文書（注文者や自動車の仕様が確認できるもの）等
- ☐ 以前に使用承諾を受けた車両を入れ替える場合、旧車両の処分方法を確認する必要があります。処分方法に応じた必要書類を提出してください。

| 旧車両の処分方法     | 必要書類                             |
|--------------|----------------------------------|
| 下取り          | 下取り証明書 又は 注文書<br>（下取りすることが分かるもの） |
| 廃車           | 登録抹消証明書 又は 念書                    |
| 譲渡           | 念書                               |
| 市営住宅駐車場外への移動 |                                  |

※念書の様式は住宅課窓口で用意しています。

- ☐ 代理人選任届（委任状）※入居者以外の方が申請する場合
- ☐ 家賃の納入状況がわかるもの（納入通知書等）※内容を確認して返却します。

## 手続きの流れ

- 1 住宅課窓口で申請
- 2 総合庁舎 2 階会計課窓口にて **手数料 310 円** を納付
- 3 住宅課窓口で証明書を受取り

**令和 8 年 10 月 1 日から  
手数料が 460 円に変わります。**

※ 手続き完了まで約 30～40 分程度かかります。

※ 警察署の車庫証明発行窓口の受付時間は 16 時 30 分までです。時間に余裕を持ってご来庁ください。

## 注意事項

- 承諾できる車両は入居者又は同居者（同居の許可を得た方）が使用する自家用乗用自動車 1 台（1 世帯につき 1 台\*）に限ります。※北彩都団地・第 2 豊岡団地を除く。
- 申請書や誓約書への押印にスタンプ印は使用しないでください。
- 家賃の滞納がある場合は承諾できません。
- 第 2 豊岡団地・北彩都団地について **令和 8 年 10 月 1 日から  
南町団地 が加わります。**  
対象の団地で新規に駐車場を使用する場合は、事前に許可が必要です。  
後述の「駐車場許可申請について」をご確認ください。
- 一部の団地は、承諾にあたって関係入居者の同意書が必要です。詳しくは住宅課へお

問い合わせください。

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 同意書を要する団地 | 江丹別 藤岡 高台 第 4 東鷹栖 春光台（平屋） |
|-----------|---------------------------|

- ・ 車検証に記載されている使用者が入居者でない場合は承諾できません。ただし、必要に応じて承諾できる場合があります。事前にご相談ください。
- ・ 虚偽の申請や承諾条件に違反する等の場合には承諾できません。また、既に承諾したものについて当該事実が判明した場合は、承諾を取り消すことがあります。

## 駐車場許可申請について

|      |            |
|------|------------|
| 対象団地 | 第 2 豊岡 北彩都 |
|------|------------|

令和 8 年 10 月 1 日から  
南町団地 が加わります。

上記の団地で駐車区画を新規に使用する場合は、**事前に許可が必要**です。（2 台目以降含む）

### 必要書類

- ☐ 市営住宅駐車場使用許可申請書
- ☐ 誓約書（自動車保管場所使用承諾書と共通様式）（2 台目以降は別様式）
- ☐ 車検証の写し

### 使用許可に関する注意事項

- ・ **許可を受けた車両について状況が変わる場合**（車両の入れ替え・使用区画の変更・使用者の変更等）も、**手続きが必要**です。
- ・ 車検証に記載されている使用者が入居者でない場合は許可できません。ただし、必要に応じて許可できる場合があります。事前にご相談ください。
- ・ 駐車場使用料の滞納があった場合、使用の許可を取り消すことがあります。
- ・ 駐車場の使用をやめる場合は、返還の 7 日前までに届出が必要です。

問合せ先 旭川市建築部住宅課  
（総合庁舎 5 階）  
電話番号 25-8510